

# 監査報告書

令和元年5月24日

学校法人日本女子大学  
理事会 御中

学校法人日本女子大学

監事 田 中 信 行 ㊟

監事 大 森 八 十 香 ㊟

私たち監事は、私立大学法第37条第3項及び学校法人日本女子大学寄附行為第15条の規定に基づき、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況を監査いたしました。

その結果につき、下記のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監査にあたり、理事会、評議員会に出席するほか、理事長、学長、事務局長・財務部長、入学・広報部長、学務部長、人間社会学部長等並びに内部監査チームから業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、主要関係部署の業務並びに財産の状況を調査し、また、会計監査人（仰星監査法人）と連携し、その監査の経緯、内容及び結果等に関する報告、説明を受けて、計算書類等について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 計算書類等は、学校法人の収支の状況及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関する不正な行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、監事監査において管理運営等に関して指摘した点については、理事会において対処したことが認められましたが、今後、本学に対する社会の信頼と期待に応えるため、本学の特性に即したガバナンス機能の一層の向上並びにコンプライアンス体制の充実・強化に取り組まれることを望みます。

以上